

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	八千代市

八千代市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 八千代市経済環境部農政課
所 在 地 八千代市大和田新田 3 1 2 - 5
電 話 番 号 0 4 7 - 4 8 3 - 1 1 5 1
F A X 番 号 0 4 7 - 4 8 4 - 8 8 2 4
メールアドレス nousei2@city.yachiyo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ，ハクビシン，アライグマ，タヌキ，ノウサギ，カラス等鳥類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	八千代市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	野菜	3,500千円	60a
ハクビシン	雑穀，果樹	230千円	34a
アライグマ	—	— 千円	— a
タヌキ	雑穀	10千円	20a
ノウサギ	野菜	30千円	1a
カラス等鳥類	果樹，野菜	860千円	18a

(2) 被害の傾向

イノシシ
令和6年度より，市北東部の市境での被害が増加しており，近隣市からの生息域の拡大が懸念されている。
ハクビシン
農作物被害は主に春から夏にかけて多くみられる。また，その他農作物や住宅内への侵入及び糞害の被害もある。
アライグマ・タヌキ
他の動物に比べ被害面積，被害金額は少ないが，アライグマには捕獲頭数の減少がみられないため被害が出る恐れがある。
ノウサギ
主に野菜等の生育途中に被害がみられ，被害が増加すれば捕獲が必要となる。
カラス等鳥類
農作物被害は主に春から夏にかけて果樹園に多くみられる。また，その他農作物の被害もあり，被害区域は市内の農地全域に及ぶ。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	3,500千円 60a	1,750千円 30a
ハクビシン	230千円 34a	115千円 17a
アライグマ	— 千円 — a	— 千円 — a
タヌキ	10千円 20a	5千円 10a
ノウサギ	30千円 1a	15千円 0.5a
カラス等鳥類	860千円 18a	430千円 9a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ及びハクビシン等は習志野八千代猟友会に捕獲業務を委託し、わなによる捕獲を実施している。 八千代市農業協同組合が行っている鳥類駆除に対する支援等。 アライグマについては県より貸与されている小型箱わなの貸出し。 令和4年 箱わな6基 令和5年 箱わな6基 令和6年 箱わな6基	農地でのイノシシ及びハクビシン等の被害に対して、効果的な対策の検討。 人口増加、宅地化によるわな、銃の使用場所、使用方法の検討。
防護柵の設置等に関する取組	—	—
生息環境管理その他の取組	—	—

(5) 今後の取組方針

イノシシ 猟友会との委託契約により、被害地域にくくりわな等を設置して捕獲を実施する。 豚熱に対する防疫対策を検討する。 ハクビシン、アライグマ、タヌキ 被害地域に箱わなを設置して捕獲を実施するとともに、効果的な対策を検討する。 ノウサギ

今後被害が拡大するようであれば、捕獲等の対策を検討する。 カラス等鳥類 八千代市農業協同組合が行っている鳥類駆除に対する支援等を行うとともに、効果的な対策の検討及び防除策等の周知、啓発を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ハクビシン等 猟友会との委託契約により、捕獲を実施する。 市職員が小型の箱わなを設置し、捕獲を実施する。 カラス等鳥類 八千代市農業協同組合と猟友会の委託契約により、捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ ノウサギ カラス等鳥類	猟友会、関係機関及び被害地域と連携し、効果的な捕獲を実施する。 八千代市環境政策課との連携により、生活被害発生時に加害鳥獣の捕獲を実施する。 わな・銃の使用方法については、関係法令を順守するとともに、安全管理には細心の注意を払い、人身事故等の防止に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績等、被害地域の状況を把握し、猟友会及び関係機関と協議検討を行い設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
ノウサギ	—	—	—
カラス	90羽	90羽	90羽
オナガ	20羽	20羽	20羽

キジバト	90羽	90羽	90羽
ドバト	60羽	60羽	60羽
ヒヨドリ	90羽	90羽	90羽
ムクドリ	90羽	90羽	90羽

捕獲等の取組内容
猟友会及び関係機関と連携し、被害地域を中心に効果的な捕獲を実施していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

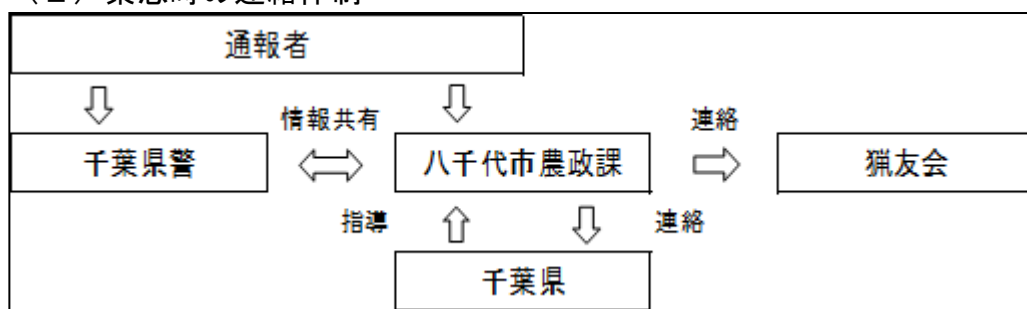
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ ノウサギ カラス等鳥類	放任果樹、野菜残滓の除去及び耕作放棄地解消等の啓発を推進する。 被害地区住民のわな免許等取得を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八千代市	各関係機関との連絡調整，現場調査，緊急時の対応
千葉県警	パトロール，緊急時の対応，現場での安全確保
習志野八千代猟友会	現場調査，緊急時の対応，対象鳥獣の捕獲
千葉県	各関係機関への指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

一般廃棄物として市清掃センターにおいて焼却処分とし，一部自家消費も可とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	—
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県葛南地域振興事務所	捕獲許可，捕獲に係る指導
千葉県千葉農業事務所	情報提供，被害防止対策に係る指導
千葉県警（八千代警察署）	パトロール，各機関への情報提供及び注意喚起
習志野八千代猟友会	情報提供，対象鳥獣の捕獲
八千代市農業協同組合	カラス等鳥類の駆除の実施，農家からの情報収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物等への被害状況に応じて，鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市や各関係機関と情報交換を行いながら連携を図る。
